

2014 年 8 月 11 日
株式会社みずほ銀行

**平成 26 年 8 月の台風 11 号および 12 号による被災者のみなさまに対する
「災害復興支援融資」の取扱開始について**

株式会社みずほ銀行（頭取：林 信秀）は、8 月 11 日より平成 26 年 8 月の台風 11 号および 12 号による被害を受けられた法人のみなさまの災害復興に少しでも役立てていただくために、下記のとおり災害復興支援融資の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

	被災法人向け災害復興支援融資
対象先	平成 26 年 8 月に発生した台風 11 号および 12 号により、本社・事業所・営業所・工場等の建物、機械器具等事業用設備や商品等に被害を被った事業法人〔原則、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕
借入金額	最大 30 百万円
借入期間	最長 5 年（元金均等返済、1 年据置可能）
適用金利	当行所定の適用金利より引き下げ
取扱期間	（申込受付期間）2014 年 8 月 11 日（月）～2015 年 3 月 31 日（火）
取扱店	全店

※1 一部お取り扱いできない店舗がございます。

※2 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、適用金利の引き下げ幅は個別の審査により確定いたします。

本商品へのお申し込み、商品内容等詳細につきましては、最寄りの当行本支店へ
ご照会ください。

以 上